燕石襍志

一 俗咒方　　附 羽川除重
二 田之牲　　八 實語教
三 奇異　　九 我来也
四 縣神子　　十 天祿獸
五 塞翁馬　　十一 伊豆の海
六 相撲取・墨船
七 西鶴

巻之五上止

1 5
1599
5

門イ5
號1599
卷5

藝石雜志巻五之上冊

江戸　養笠軒　瀧澤解瑣吉述

文政十年
小田孝義
長男安吉
文政孝贈

一　俗咒分

治蜂蠆

蜂さされて痛堪がたく門邊なる小石の半ば土中うづ出てるを掘起し上をしめらをやまとて舊の如く伏ありがたの痛忽去

解犬毒

犬小蟹傷られたるとき哈水を汲て傷られたる処を浸し始ちゝび糞汁を漬て其ゝ痍の上を灸して急に蝦蟇湯蝦蟇一枚去首尾を用ひべし一説に蝦蟇を捕その股の肉を食べその故ゆえ速に大約猘犬のごとくに禽獸怒るとき必毒あり猫鼠鶏の類なるとき牡雞の鬬ゝをとりて其を捕ひべしゝ倘傷られたるとき其の毒猘犬と異なるべし但犬毒を嗜しとき嚙まれたるとき殘酷く痛深くとも療治等閑なれば其毒暮月に至て再發し終に命を隕すものあり或い狂乱して物喰を

ゐるものありてその毒爛るるとき怪むべき足らず縱仙丹神藥を用ゐるとも赤小豆を忌ること年久しきときんば毒の發するを初め倍々救ひがたし

ゆゑ〳〵主ある犬も生人をうんぬんすべきその人を囓傷るありてれらい速に打殺しまたその害を除くべし婦人の情をもつてこれを憐むべしとの犬畜生を愛して人を害することあらば主人の德を傷ふなり東海道岡部驛より十八九町ばかりなる田舍に大除の符を出すこれありしものなれども忘れ辱ぬべし

解蛇毒

蝮蛇に傷られて腹痛ましく乾柿を嚼碎くべし癒ぬれば毒氣忽に消散しまた癒究めて數多り越前なる敦賀人のいく秋月藺を刈るときに蝮蛇妻あり毎日ときれに嚙傷らるゝことべし刈者熟く怕れど白柿を搗潰して麻油もまぜて器中に藏たるを腰に著痛を忘れべき藺を刈果て後に猶ある苧を附れば毒氣立ちどころに消散〳〵彼人の妻及び不愈ときこゆるに亦近屬に戸なる人の奴隸醉狂して小蛇を呑たりしとその蛇腹中にありて〳〵死るべき苦痛堪ふべからず百數多く最後に白柿數十枚を水煎して五六碗を腹さきれば瀉て至る水瀉て後に惡物死るべきを以て草あれば必ずこれを用ゐるべし白柿を貯ふべし

避鼷鼠

鼷鼠小鼠なりこれを井に鼠ものの私名所未久知称復美人を食ひ牛馬を食ひ盡すに至れども不痛この鼠ものの毛髮を食ひられを禦ぐと而射すれども功なしこれを大なる糸瓜を取てその人の肱なる四方を引繞べしこれを枕なる置けばその鼠亦去ることあり春秋定公十有五年春王正月。鼷鼠食郊牛。死改卜牛。又平安物語に平相國の馬の尾に鼠巣を爲とあるを見べし

治齲

齲を患るものの節分の日に「ゑ」を描たる鰯の頭を霜とりてその痛む歯へ銜られば即愈亦呪法なり

發燃木の表裏へ左のごとく數箇字を顯し紙にとれを封じ家の柱へ貼りて上歯痛まば上へ向る圖中へ釘を打下歯痛まばかるる圖まへ釘を

ずつゝ用ひればその痛隨て散じ痛止ざるときは鍼をもつて刺の法をうけべし

表

○ ○

蚘蛇及蝮蝎

裏

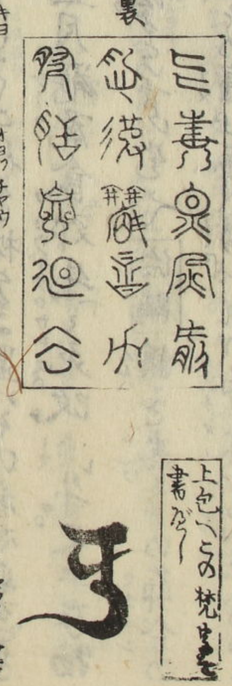

上包に此の梵字書べし

酢にあるところを用ひ鍼も洗ひ淨むべし凡貼をすること二三十日齒の痛全く去て後芥子に酒にてうがんを兄俗兄とゝぐも予往々試るに驗あり又蕤子を薰じて齒の虫をとる方あり亦乳方あり或ハ蠹の患を除ぞ一方あり

養齒方

蛤の肉を去その一隻の貝へ塩をはめ赤一隻へハ飯をつめ合せて火中に援び燒果て後搔出して搗碎て魚朝こ出をあて齒を襄げざらゝ熱を去て老後に齒の脫ること稀なり蛤のまれを獲ざるときハ青竹の節をとゝて五六寸に截て筒の中へ塩を入れ筒ともに燒て搗碎たるを塩に和して霜と成すを松葉塩といふ方あれども蛤の功竹と松とに援きて○齒の弱年に自愛もべし予著述の學に年四十にして齒二枚を脫し先その脫る不條に糸切齒と呼るものなり是ハ時々堅物を齧碎て或ハ絲或ハ索齒の條に隨て刃を用ひざるべし

予ハ弱年の齒のあるものゝ著述の學をこゝろざしたるその損初老の今に至り驗ハ小患のこれあり老後の難生ハ弱官の時より終に自記して兒孫を誡む

援利茅方

蟷螂を活のまゝ絲に繫ぎ陰乾にすること三十日にして死ざるものゝ中にて乾果て細末にして飯糊に和してこれを附きべし利茅を援ぶべし

とゝ試に柱に釘をうちのこしたるに件の茶を塗ぬれば釘の孔收斂生ずるといふ予ハ未だ試ず

治火傷

湯火に傷られたるに胡瓜の水をもつて

洗ふこと数回すればその痛立ちどころに去る愈々迅しかれども又絲瓦の水も効あり貯
ておき又咒ひ龍樹王如来摂吾行持北方壬癸。禁火大法龍樹王如来。吾
是北方壬癸水斬除天下火星辰必降。急急如律令と咒畢て又眞武印
を握りて咒を唱へ冷水少許を以洗へば少しの間を焼こいども療らべし

見す神 **水腫急療** 夏月水に臥して俄に腫れ
咒志 胡瓜を切て幾ぬらび擂盆にて擂碎き圍めてその人の鳩尾へ押當布にて
その上をあつと結ひつめ逆さまに引き上げ腹中の水を悉く吐くべしあつてたぶ
べし臥さしめ藁の火にて煙を焚き即活 **疱瘡洗湯** 小児の疱瘡を治
ものに俗説に茶湯 桃枝一本 長サ一尺五寸 桑枝一本 尺寸長 陳皮 四文 緑豆
三文 黒豆 三文 松殼 四文 牛蒡子 四文 紅花 四文 右水三斛入一斛に煎じつめ
小児に浴せ後に究めて痘瘡の流行する度に浴すれば必効あり

解魚毒 堅土魚鮪の類その毒に當られば椎茸を水煎にして服すべし

毒に当たり解その毒酸醋に切ざるとき黒砂糖を嘗るも効あり汁豚にあたらば
なるべし蘆根を水煎にして用ひその毒を解亦石磨を霜として腹に
敷べし或は穢花末を水調或は蘿蔔水或は至宝丹或は撒模子にて
塗べし凡前妨ほの風藥を腹に汁豚を食べば即死 **治病舟者** 舟
に乗て酔ざるものは大魚の胃中にあり小魚に化せざる小魚を元
に戻して腹さすれば即効あり凡水行をなるものの己を以て船に乗る
ものは朝を掬て嗽少許これを飲べし効ある病に○遠行するものは
大第を燒て足底に熨すべしあるいは数回すれば距の皮堅くなる
遠行して足痛と又草鞋に傷らば亦高濂の俗事なり防風 細
辛 草烏 一名用 藁本 衣細末にして鞋底草履に糝水をもつてこれを治す
遠行して足の痛むことの **避煙** 火炎のあるものの蘿蔔を以て
しきりに煙に向へば火焔のあるべし煙に向て死すること蘿蔔の葉

を汁をひたすらに入るれば魚生きて中山に柳ヶ酸醐隨筆にみえたり○
予嘗歳ようやく火を滅さんと又亂例のごとく二月
新年に茶を禁じられば江戸に生きて四十餘年の今やぞのうつ嘗炭に
過ぎ豈偶然なる敢寒に不測の幸ぞ曹たらんのみ勉發憤の矮
〜煙草の吹がらをひろひ〜滅とぶらぶ○鄰里に失火ぜしこと類
焼をぶれやネヤをろうんの先に主人の脉を診ぜしその実脱れぬこと
主人の脉絶たるが如しと一老人ありさもあらん欲○主たる人毎夜に臥房に
ゆらんとすること家中を巡りて火の用心せよ戸鎖を固せよとのべその
内に満て失火なし又盗人入らざりしかまほしくあれとなれて懈るこの
ゆえ又毎歳節分の夜大歳の夜正月六日十四日夜亟時に井水を汲み清
浄なる磁器に蔵をこれを一滴も温まざる寒神に供ず明朝卯時に
篤の井に返し入るべしその系失古やぶとしの忘るべからず

避木風 三月雛

棚に供じたる蛤を樹の枝にかけれバその年木風毛虫生ず

殺羽風 鶏に水

風の生たるに荊枝四本防風四本草烏頭三本水煎して〇鶏に
浴せれば悉その羽風を去る〇人家常に鰻鱔を焼ば諸虫を避鰻鱔居に
蝿なしとの説

治病猫 禽獸の病いまだ獲ざる獣兎類の病死したるを
食ふ時ふたたび猫の獲ハ必ず吐をなす〇胸枝子を削て兎肉に交て餌ば帰法
亦鳥藥水を以灌ら甚良と時除の猫ハ鼠を忌ものゆえ兎骨を飯に
和て餌として常に鐵火箸を持たしめんばその猫痩て命縮し

活盆樹 鉢

栽まりたる樹の半枯れて活がたきとあり根を掘て土を節日に
曝すこと一日さてその根を掘の中に浸すこと一晝夜を絶て〜ぬらしび植まぞ
更活六七月のころ最驗あり

除金魚風 金魚の痩て身に白帯あるハ風の
ごとくなるを久〜ぬらして吹ぶとそのうちに毛を人糞の中に漬引
出て日に晒〜糞を洗ひかたくその生養へのごとく風を去て〜金魚な

ゞ活られい秘苑要術よりとり

治病鳥 鷄鳩 ちゞ〳〵小鳥の糞つまりて
拘たちまち形ちなるとなれども〳〵砂石を餌の中に包こゝろのてられを
飼ふ〳〵その鳥砂石を呑て糞をれば即活

修書 書籍の破損 蠹たる
を修補よ或ハ糊糡糊或ハ生麩糊をもつて〳〵すれば物らびその外ようの蠹と
破損ちがよ倍と共海蘿を用ふべ〳〵海蘿ふと〳〵すれば白魚生ぜず○
白魚多く黴雨の時節よ生ず四月のちがよ書を晒〳〵箱よおさめその
間箱ふたゞく黴雨中の風よめてざれば白魚多〳〵又寒ゝ中よ書を晒ちい春蠹
ぜず氏器中よ書紙晒ちよう〳〵その紙ゝるを俟て箱よ蔵めざれば却白魚を生
ず

除油汚書 慢〳〵冊子よ油を洗ぬ初めてるよい屋上の漆灰を取て未ゝ
〳〵紙の裏ちり物りもい麩斗ち一宿紙ぬれば油悉脱ち迹なし衣裳
油をあつたるもちの方を刷ふ〳〵屋上の漆灰い風雨よちうつ〳〵灰汁なり
ちべられこ用るよ堪たを尋常の石灰をちりもれゞその迹脱ぬしと又修事
方よ海漂蜂 滑石 各二分 白堊 一夜 共ゝ細末よして紙をもつて汚
を麩法のとく〳〵すれば大凡油の汚ちとまれた時い水をもつて浸ち一宿なして
綾ゝ乾り藥を用るも亦可

取錆字 書を写ちるの錆字ちゝられを除
去らんとすれば蔓荊子 二夜 龍骨 一夜 相ち霜 五分 定粉 許 右為ぐ末
ちゝ〳〵水を字の上よ點ゞ末をもつてられよ糡乾ゝを候て拂去べし 俗事

讀書燈 香油一斤 油ニ両をのをとゝ煮どれば久〳〵耐ゝあしと又盞の
中よ塩を置ば氣その油を越ちゝど油を蓄ゝ姜を以盞邊を擦れば暈を生
ぢん 同書

主夜神呪 蠱 疱人 不 忘 夢 而 惡夢 者也。宜 擾 主夜
神呪 医成式 図陽雜俎 載。主夜神呪曰。婆珊婆演底
持 之 夜行 及 寐 可 却 恐怖 惡夢 云。李石續博物志 底
作 帝。又 唐雍益 堅神呪 志 曰。華嚴経之言曰。善才童
子 參 善知識 至 閻浮摩竭提國迦毗羅城見 主夜神。

曰婆珊婆演底然則甚神蹄也。亦續神呪志有悪夢
呪。曰。大素真人避悪夢法。一曰魂妖。二曰心試。三曰
戸賊。此乃厭消之方也。以左手捻人中二七過。叩歯
二七通。微祝曰。大河真玄長練三魂。第一魂。速守七
魂。第二魂。速守泥丸。第三魂。受心節度。速啓太素三
元君。向遇不祥之夢。是七魂遊戸来恊邪源。急召桃
康護命上告帝君。五老九真各守體門。黄闕神師紫
戸如軍。把鉞握鈴消滅悪精。返凶成吉生死無縁。畢。

若又臥必獲吉應。亦拾芥鈔載夢誦曰。
南無功徳須弥厳王
木。吉夢成寶王（見夢誦之二反）又云。
如来。已上向東灑水誦之。云。唐國一人三夕二鳴鹿モ
チカエラスレバユルサレニケリ 吉夢誦曰。福徳増長須弥功徳神
変王如来又云。南無成就須弥功徳王如来

陰莖 小四人悩ム蚯蚓ヲ小便ヲ
ひるのくそのとれ何処ものあれ抵掛を掘出らく洗ひらく驚の如く埋れ
い郎愈 避猫 夷島を獲ラク夜行ヒビ殘燈を夷盃のまり納べしめ
ひび猫のかくを奪ラくとるの猫を硫黄をあらくめの
の綴付をひけば濡ラくとるも紙ぬれぬめて半日の驟雨を避ぐ

避驟雨 用傘ヲ蘿蔔

（二）内ノ怪

狸の異名を野猫とひび猫の異名を亦狸とのひるこの狸を籠ラく田の畦
を捕ラくれば多の奴銭い田怪又田猫ろくん私名鈍云。名死云。狸、
音董私名 太奴木 摶鳥為糧者也。
且猫ラく稲荷の神の使者ととくく神ラくあくくるものれど狸ハさる因ラくれ
婦幼ども蔑ラくなるなるものの幸不幸あるとくるのどく但彼が第一出

高名の太平廣義によれば千歳の老狸書生に化して董仲舒を試みるに
をとつられとる搜神記に老狸を老狐として董仲舒と張茂先とをば
べしとそなるれば一休話説にも彩衣鬼親え臨終のとき門徒陀如
来紫雲に駕して影向あり親えられを射るに狸なりしとそ親
えるあるべき事なり拾遺物語第八巻十七話に載せられし愛宕山に年来行ふ法師より
に普賢菩薩象に乗りて影向あるべきなりしかるに山の西のとなる猟夫の
ものを射るに落る疑ひなし九月廿日の夜南に彼普賢菩薩を射るとしるべきなる
狸の化なるべきとの物語を取て猟夫を親えるに作りなえ普賢を所徒陀
如なり○佐渡国二ツ岩或作二出山に年来ひさく捜む弾三郎とかの狸
八頭霊あり三ツの老狸ありしかるに金成貨を彼に借らんとしかのの金
の負物と返璧の日限を書付けられに名印を押て兄のほとりにさしおくに
詰到ホ山にとらるに貸んとしへばその金宅のほるより後に金成偽のいきて

あるまてに返さるものも亦敷のしかべ返に貸さるりしとそ醫師伯仙が佐
渡の人なり三世の伯父嘗佐渡にありしとき一夕隣里なる某甲
患病ありて輙ち齎らし叮嚀に迎らるるに辞するに
こもりそこの家に赴れば湯茶膏薬を与へて亦送られて向へりて四人目を
孩へ患人もとより果しらずそこばくの物を辞するにこれを述謝物とて方金
拾百顆と盆に盛て さて出しまられば醫師大に怪てこれを受ず偉に
四五貼の薬剤を進らしとるに謝物をうくべきなりしかれ年来とる
住ばに家にそのあるを忘るるものなり抑是ハ何人ぞと問べ件の男ち
ほうえをて疑るほどなれば人間にあらじ二ツ岩の猟三郎とかいふ人の金
かさあるものなりとの事醫師氏をうち撫て弾三郎あるべしとて受ず金減
ハ人間日用の宝にて禽獸の物に益なし蓋なるに波羅蜜に必不良の財
あるべしとて弾三郎又ひらく あれが金ハ不出の物なるべしと或る兵士

傷り或は沽水よりて溝壑に埋まるものを拾ひあつめて貧人を救ふのこと
疑ひなく受ぬことを請もとめれども醫師辭て受ずしてその日はものすくく
立ながら次の日に短刀一口をもてきたりてこれを醫師にあたへたりこの刀は
貞宗が創たるものなれば年来秘蔵せり國主の蔭を蒙りて疾病
忽にあとをかくすなる物受ぬはなかりしかをもてこれをば受ずして恋
果さるべくもあらざりしかを主人のほとりに置形を消てあとをかくしぬ
彼短刀を伯仙にうつしてかの家宝とせりといひ伝へたりとかの先
土俗の口碑に迷ひ昔物語りて今の彼老狸をたてるものなりといいあるべし
とをもねど童子のなる祀にこそ是不ものたりとも按ずるに越後名寄巻三
一云寺泊出雲崎の海邊にて春夏秋の雨天なれば海上遠く佐
渡を眺めれば二ツ山のうへにあつまりて雲のもめくごとく黒色
を帯たる気のたちくに或は樓閣或は城郭渡殿廊下築墻石垣に至るまで

西巖圖説并春日宗二郎傳

この書稿に果して佐渡國雜太郡椚川の人石井文吉平夏江戸にまて
て草廬を結ひ居ける老狸彈之郎なる医師の奇談など
その虚實を問ばこれを古老のいひ伝へたるのみにして虚誕なるあらんと疑
述べしかどもひとりわたくしの夏海が東都へまねきよりてこれを
ふかくうたがはしとて九月十八日の朝まだきより彼二ツ岩へいたりてみづから圖
ちなる一張をうつして来たりてその巻のうへに追加したりしかば幸甚なりとこの人
をふかくうたがはしもその圖をうつしたるものの様にうれしく模写してこれを載せ昔ヨリ門学記
全部五巻二冊を作りてその書は頒德院の山陵吉梅及貞の老梅等所山の古墳及歌の化石木
種々の異聞奇事なども又高坂彈正の僕春日惣次郎常國へ漂泊して間村太運寺にいた
てはは陽軍鑑を書顧ひ四十歳の春二月没して墳墓は太運寺羅漢堂の側にあり
伯父の彈正も渡海して新穂村に居住して軍鑑を著述せしが後にうつして死れたるこの
後高坂喜平次彈正の甥なり椚川山の内に漂泊して山林につ畳を高坂の歩とうつしたるこの国に世に稀なる

此一張文化己巳秋九月十八日
於二岩山中平夏海所圖也同年
十月廿二日稟家君命摸寫之

江戸　十二歳琴岱

雨暘
巢居如鵲屋巢
兩巖雙立高共二數仞
直〻松柏森然云

全備しるしてある。絵市雪樓よりかくべられ、仏渡なる二ツ山と彈三郎とのあ
ぢまりこのれが所為なりとぞ時くとれかりしとぞ仏渡よりの狸と称ひかりこ
人葉の用をうのちり亦異造化不測の功なり
或問まが親この書の前巻よえ禄年間鍋蔵なりとのふの吹草をする
ぎりこうをひくとこのろゃくぐいせよ吹草なりし欽茶と云のる吹草のる
るこのろど人倫刻蒙圖彙くよ載りし派治鑄物治の圖をそれば
吹草のを但鍋鑄なりの吹草をなりべられ、ろうつ質素なれば
同書よ仙純燒の圖をなちぶ今塩蕊餅と唱る物のこのり」とかぐくと
砲蠟をかけるる燒鍋よくを燒てをりかれば形のて仙純を燒とのえ禄
当多くよちべられるなべ一因よその圖を摹るくふ出しつ

人倫刻蒙圖彙

全七巻え禄三年庚午七月幾行作者不詳画を
苇編舞原三郎ものの筆と書肆平樂寺梓

仙境に狐あるれば狸貉のくに憑こゝあり八丈嶋に狐狸貉なければ山猫の人に憑こゝあり猫を獣びられこゝろに補ふ物の患い造物者も全除ぬ所なる名〇近頃世のゆるし鎌倉なる付ゞの院の使僧ゝ伊豆殺生の雨を祭禄をる僧ありしが画をらくゝゝ村夫山妻られを求るのかはり遂に沼津に至るゝ狗に嚙まるゝ死人かゝるゝの屍を見る狸の化るゝ件の狸が画ひたりし毒の画を泥洗ある某甲が家に義むられをつくるに響の柿の実を御山園に蒔ゝ記ゝゝも穂を御ゝゝ山を鳥に蒔るゝ〇ひゝゝゝられ笑ふべゝられば狸なその妖の拙くこ狐に及ぶ狼と宮を共ゝゝ水ゝれのゝゝ神ゝゝ崇め祀ゝるゝゝ神ゝゝ

ゝ

日本紀

垂仁紀云昔丹波国桑田村有人名曰甕襲則甕襲家有犬名曰足往昆犬咋山獣名牟士那比殺之則獣腹有八尺瓊勾玉因以獻之

昆王今有石上神宮也

のゝゝゝられば鮒蒼は牛馬に限らず六畜にゝゝ貉

峯頂が家ゝゝ鯛魚を調理ゝゝゝ腹を裂ゝゝその臭の腹のゝゝ八九す

周囲ある圓石二ツ有ゝゝ中山三柳ゝが隨筆にゝゝられば鮒蒼の臭に

もある歌ゝゝ石瘕癖石といふ病ゝゝゝ小説にゝむゝ楚王の妃の産

ゝゝゝ鐵丸も石瘕の類ゝゝゝ凡六畜の玉を産ゝゝその病のゝゝ

ゝゝゝ雨を祷ゝゝ愈ゝゝ輟耕録巻ゝゝ狗の産む玉を

狗宝といへば駱ゝゝ本草綱目巻五十

再接ゝゝ田猫ゝゝ牛馬のゝを考ゝ

一種面白而尾似牛故名玉面又名牛尾人家捕畜

ゝ鼠皆帖伏不復出穴矣廣百川学海

異名ゝゝゝゝ草野猫ゝゝゝゝ

たぬれとりの田い田舎の民あそ野とりてくらす

国よりつぐ家嘗一黒猫四ん を畜ひをこの猫寛政七年乙卯十月

十八日より同郷の商藤佐より獲たる時より三歳ゝ嵐を捕るそのあを野驢

と呼ぶ文化二年乙丑ノ七月六日より老死ぜりこれ家あくと十一年時ゝ

十三歳あり犬猫ハ五七歳あく弊ゝ りのあれど稀ゝ長寿のものあく

ゝをホひぬる戊辰年五月ゝ孩児げ畜たりしさりゝん九月廿日より

死ぜりゝゝ中ゝ子ゝ生べかりしより女児どもがいゝゝ武火ゝあく餌の乾

ゝ麓ゝ死ゝ八月上旬ゝり籠ゝ紙の掩をゝゝ遠くゝをゝゝあく

快晴の時ハ日ゝ曝ゝ夜ハ綿ゝ包ゝ餌ハたゝゝん梨ゝ柿をゝてられゝ

餌ゝり五月中旬ゝり六月の閏を孫ゝ七八九月と凡六箇月ゝりゝゝ

ゝあゝ八の雛生もこの蕎のごゝゝとび上寿を保ゝゝゝゝび冬寒暑ゝ

ゝゝゝゝゝゝゝゝ

㊂ 奇異

古人今俗奇を好ざるの希ゝもゝれども北越の七奇異南海の辛螯蟹西

海の不知火関東の富士の農男ゝ常ゝゝも熟ゝ ゝ奇

ゝゝゝゝゝゝゝ奇ゝとゝび狗の長鳴鶏の胴鳴鳥のゝびゝゝをゝゝ

ゝ ゝ不祥ゝ衣ゝ飛鳥の糞を被ゝれ帯のゝゝ結ゝゝあれゝられ

を祝ゝ吉祥ゝゝその不祥ゝゝざるも悪ゝ不祥ゝゝゝ遂ゝ凶事を

招ゝその吉祥ゝゝゝゝゝゝ従ゝ吉祥ゝゝゝ終ゝ吉ゝゝゝゝゝゝゝ

ゝれを辨ゝゝゝゝゝ怪ハ時ゝゝ吉。時ゝゝゝ凶又吉ゝゝゝ凶ゝゝゝゝゝ

めゝ○堯舜の時鳳凰来儀ゝ王莽が時赤鳳凰ゝり西陽門の外ゝ止る

夫妻舜の徳を慕ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

ゝゝゝゝゝゝゝゝ

史ノ記周本ノ紀注ニハ馬融曰。奥者介鱗之物。兵象也。白者殷ノ家之正色。言殷兵衆與周之象也。○平相國清盛安藝守ニシテ伊勢国安濃の津ニ行ク熊野権現ヘ詣ルトテ白魚躍テその舟ニ入リ平家物語ノ鱸ノ事清盛ニ調味シテ食ヒ給ヒシ平家物語源平盛衰記ニハ新田左中将義貞朝臣越前国金崎の城ヘ籠リ延元元年十月廿日の曙ニ江雪霧ニ閉チ中ニ夕ヲリレバ東宮ヲ奉親王ヲ慰ムルトテ舟ヲ金崎ニ浮ベ義貞義助實世維頼ハ萬壽樂ヲ奏シレバ白魚跳テその舟ニ入リ亦是周武の故事ニ稱ス

ハ義ヲ調ヒ義貞ヲ調ヒ給ヒ其の旅を東宮ニ進ル云々平記ニ云

ハ白魚の躍リ武王ハ殷紂を滅シ周八百年の基を開ク

記文清盛ハ為義義朝を伐テ官爵人臣の位を極メ給フ南朝の

君臣の幸ヒ金崎の城を攻落シ東宮ハ自殺シ給ヒ義貞も足羽ニ於テ討死ス

○ 財死ヲ知ル

のゐ吉祥ヲ南朝ニ悪兆ヲ

○ 神武天皇の元年時皇師ヲ

剛ニ越ントスルニ山中嶮絶ス復行ベキ道ヲ時ニ頸八咫烏ヲ

降テ御道者ヲ亦漢光武帝年九才のとき王莽ヲ

逼テ光武独脱奔ル武ハ光武ノ故事ニ

一黒鴉ハ翔ケテ御道ヲ

漢の端ヲ賈逵ガ長沙王の傅トナリ三年ニ鵩ノ悪鳥ヲ

金ニ飛テ坐隅ニ止リ鵩ハ鴞ニ似テ不祥の鳥ヲ賈逵既ニ長沙ニ

謫居シテ幽ニシテ怪鳥ヲ憎ミ賈逵ハ寿の長サヲ

鵩鳥賦ヲ作リテ憂ヲ遣ル

正月五日二藤左衛門尉祐経ガ家ニ怪鳥飛入ルその号ヲ子雄の

雄の郷〜 今按もしよりん鵰鳥うりん鵰雀類書云巴蜀異物志云。鵰鳥小如雉。體有文采。不能遠飛。云々。ト筮するの処慎れ
らん仍祈禱ありしかども是いとの年五月廿八日より鈴経富士の狩倉より来て
祐成時致ホより伐るの象ともいらん欲られらん和漢その不祥なり〇
近衛院の仁平年間内裡より怪鳥あり源頼政朝臣勅を奉りこれを射
たりこれい保元の乱ありしとするの象ともいらん 後醍醐帝の建武元年
亦内裡より怪鳥あり隠岐二郎左衛門尉廣有これを射るあり南北朝とな
るあり〇百練鈔云。天延三年四月一日。南殿母屋柱
孔如牛。云々。これいとの年十一月廿八日より武徳殿焼亡の象ともいらん欲東
鑑建暦二年四月六日。将軍家実朝御病悩而小御所
東面於柱根花開。これらを六角年を経て義久元年正月廿七日の
夜実朝公暁より害せられ夢ひよりけれいらん祥なり淋常の花
宮咲の如〜亦是草木の蹼なりあるとこの足らざるの餘の奇異をいくばくもあるべしこれ
千百が一を録〜〜天変地妖も時ありて奇ふぶるこれをいんのこ子〜思
曰。至〜誠之〜道可〜以前〜知〜。国家将興必有〜禎〜祥〜国〜家将
亡必有〜妖孽〜見〜乎蓍龜〜動〜乎四〜体〜禍〜福将〜至善必先
知〜之。不〜善必先知〜之故至〜誠如〜神。うべなるかな人先禎祥あるく
善をうとるのるいあらざれば人先妖孽あるく悪をうとるのるいあらざれば禍福
吉凶いとづらく招くものなれば善人もこれをたすけ悪人もこれをたすけ正人い
邪なり故よ怪をうとるも怪ばく史記よ宋景公三箇の善言よりて災怒
三度を徙というとこれ至誠の致ところ欲もこれとも災怒い宋より禍ちんと
く出るよりあらざる原是宋より招くところ天変地妖をうるとよ至誠ならば是なかそ
まるく善ならんともうるとそ徙るとのもいの速なる殺その過を悔て行を改め
徳を修めて善を積び災惑三度を徙ぶるも宋国より禍のあらべし甚さ
なる世俗の奇を好むより一小奇異をこれば大息驚る嘆〜疑心猜鬼を

生じて一大形を吹きぶ群犬の声を吼一時草難大王をぶいく竹の盃うわ
らん正人の怪をうんぐをくくをくくその怪散じく終る怪す

㊃ 縣神子

縣神子といふ名鈔に載せず今俗いうんを梓神子市子といふ梓は檀弓の
義歟市いるは縣といひが如くこの巫唐山の漢の時既にあり王充論衡に云。
世間死者。吟生人殯而用之が言。及巫叩之絃下死人
魂因巫口詬皆誇誕之言也 見于巻二十之十六張

㊄ 塞翁馬

塞翁が馬の故事は淮南子の人間訓より出るなるべしの事
なる彼書に牛馬を失ふ射ることなる王充論衡にその牛を載る馬を收め
むとこれより後の類書小説に牛馬を載せ牛を收めんとをかく世乃
童子ホ塞翁が故事に射あるをかくさるを歌いと遺恨のまと今童蒙の

為に本文を抄録ヒ王充ハ全く列子ホ列子巻八説符の編を剽窃ヒ
淮南鴻烈解云。昔者宋人好善者。鮮按論衡作宋人有好善行者二世不解
家無故而黒牛生白犢以問先生。論衡先生為孔子以下效之。先生曰。此
吉祥。以饗鬼神。註先生凡先人生者也以饗鬼神白犢純色可以為犧牲也○鮮按王充論衡饗作享。居一年。其父無
故而盲。牛又復生白犢。鮮按論衡作者無復字其父復使其子以問先
生。其子曰。前聽先生言而失明。今又復問之奈何。其
父曰。聖人之言。先忤而後合。其事未究。固試往復問
之。鮮按論衡者無其曰以下三十六字。其子又復問先生。先生曰。此吉祥也。復
以饗鬼神。鬼神歸致福焉。其父曰。行。先生之言論衡孔子曰。此吉祥也以享鬼神復以牛祭云。居一年。其子又無故而育。其後楚攻宋圍其城。
註楚莊王時。圍宋尾九月也。當此時易子而食。析骸而炊。丁壯者死。老病
童児上城牢守而不下。楚王大怒。城已破。諸城守者

皆屠之。今按楚攻宋之事有焉。而屠城之事無焉。此獨以父子育之故得
玉充論衡老病篇十五字脫文。
無棄城軍罷聞解則父子俱視註視復明也夫禍福之轉而
相生其變難見也。近塞上之人有善術者馬無故亡
而入胡胡北狄也人皆弔之其父曰。此何遽不爲福乎居數
月。其馬將胡駿馬而歸人皆賀之其父曰。此何遽不
能爲禍乎。家富良馬其子好騎墮而折其髀人皆弔
之。其父曰。此何不遽爲福乎。居一年。胡人大入塞丁
壯者引弦而戰。近塞之人死者十九。此獨以跛之故
父子相保。故福之爲禍。禍之爲福。化不可極。深不可
測也。見三千卷十八。八回訓。

曲亭子云。吉凶如糾纏。福也禍也禍也福也人而萬
事塞翁馬。推枕軒中聽雨眠。

詩の序を引く塞翁姓は李名は
信。ものゝ原寓言なり。塞は北なり。和歌にもこのかたをよめる
ことあり。蟾蜍抄云。後鳥羽院義久の乱によりて隱岐國へ遷されあり。
遠懐の御製

ものとのゝ北の海がごらこびのとりやとゝ入るらん

餘塞翁を論ずる歌夫木集よめる

又世俗の諺に禍も三年かゝるを
益ようつくしのも塞翁が故事なるべし

倚伏を識るのゝ大約
一部の小說を。作る人間萬物得失の理を述んとの公翁に拠て
ものさぐるのゝ醍醐隨筆に平治の敗軍に頼朝の父義朝に後世に擬
るしに近に似たれど義兵を起して平族を鏖にし天下の權を執に至ては
言ふ所の中にこゝろ義理西海の軍功拔群なりしは古今ふれども新
に憎しゝ。名を喪に至りしは必その性にとられて梶原が君恩を忘れて
大小名に倚重されしは言ふに似たれども三族を夷らるに至りしは必

その中にこれを名氏朝敵となる義貞ようち負鎌倉まで髻を
曾西岡の果やうに没落したるは凶なる似られども天下の武将と仰ま
十四代の基を開れるなれば吉凶その中にあれをされば吉凶
常にその身に相依るをもぞのるに皇おらざるべしとなく人今按ずるに
孫子に初に福艾の相を云ふとなるもその所同じ福は字の如く艾を
老ると福相壽相の大将は百戦を経てそなびその身失ずに傷らること
いとも悪るくて功をなびるり所謂塞翁が福艾の相あるりの狄人の骨
相は一日の天象に晴雨あるが如く人間の生涯を一日とみて辯論す
ることは初凶にして後吉なるあり人は朝に曇て夕に晴るが如く初に吉
て後に凶なるに遇て人は朝に晴て夕に雨ゆるがごとく又富貴の家に生れて
生涯を異なる人は且つ暮まで快晴なる日のごとく貧乏の家に生れて
生涯患苦に沈淪をる人は且つ暮まで風雨止ざるが如くなれば說相

人ようそその吉凶は初中後あるを道の博士に弱はぶく〇亦按ずるに
淮南子の塞翁が馬のあり莊子に根元なる莊子に譬を牛馬に取
を妻ると齊物論天地は一指也。萬物は一馬也。又應帝王篇
一は以已為馬。一は以已為牛。ことの類られしとの餘枚挙に遑
あらず

㊅ 相撲取黒船

大森杖信とりかへの隨筆をうしろに元文のころ四ツ谷に黒船と呼
る相撲とり京都堀河下立賣橋の欄干に盛まるに死ぬるに辞世の
和歌あり「めせどもせどもいらいでぜひなく死ぬるまで船
もいに剛強をみとするりの辞世の歌を送せしとあらまひべ死をとるの
ぞ婦人の仁も仁なれども勝べく匹夫の勇も勇なれども勝べく恥を忘
るるは非命の死も可なり只教なれるその迷ひ解ざるのを原本の

年月日時を記したりしが忘れたるを操狂言の作者がまつ和尚の
上句をしいたるなり

㊐ 西鶴 羽川珍重 附

西鶴は井原氏なり幼子なひさしく大阪淀屋町に住りを難波鶴難波
雀ホトトギスえたり
俳諸は宗因門人なり松壽軒と号し亦難波俳林と称し点譜は
嚴上の点に長点以下つゆの如し物見車よりえたり この人肚裏に一字の文学なし
しかれども世情に渉りて戯作の冊子あまた著はし一時盛名を
高ぶりその書は男色大鑑。西鶴織留。世間胸算用。一日玉拌。日本
永代鑑。西鶴置土産。西鶴彼岸樓。西鶴名残友。この餘いくばくもある
なり人と今日同席よりてるところを述べ滑稽を盡さるは西鶴なり
たゞ世の識見浮薄なれど身すがらに後に摂陽の梅園堂が諸藝太

平記 全本八冊元禄十五年三月刊布 とのみの西鶴が地獄めぐりといふものを作りて設ず
甚しく嘲弄してなり もしもそれ書をそれば西鶴は及ばざるべし遠し
なりとも遊仙嵐の作者張文成は名を族鳥といひて唐の玄宗の時
胸元のうつのくに本傳より文章猥褻なり君子のるを取らまじとい
日本人その文を法重し金帛をもて購求て国に伝るとい
へるもなり 静斎隨筆 もとよりとをを論じて本傳よりいとよく文辞
清艶鄙猥なるもあり今の世に行る詩文一編もなし文士の戒しべ
なるべしとなり青錢学士とそその文萬選萬中もと當時に誉を
乃文成もそら後世に論定をとゝめしのみ戯謔もとよりなるべし遂
里洞房の凝情なるべし親しくたちあるものあるべしもとよりのあれ
ど筆はよりしくその趣を盡さるは作者のひさぐも推量られ徳を傷
るものなるべし大約元禄年間の戯編をそれば俳諧師の作歌なる箕山

が大濫両巴庖言 葺山ハ負 露亭水が丹前艶男。甚角ゞ五十四君 竹君を四国を巡と
徳門人也
きくちり繡像ゝを 園水が男女色競馬。左圃が京童以下戯作 不角が吉鹿ゝ赤
菱川師宣ゝ筆也 よゝくを
枝峯ゝ邊めらゞ又能諧師ゝらゞも玲水昌三。浅井了意錦文流が
徒著述鞍ゝれども戯作のオハ西鶴殊ゝ勝たゝ但その文ハ物を
賦せるのゝみゝ一部の趣向ゝ八文字舎自笑。江嶋屋甚碩。西澤一
風ゝ至て西鶴が筆意ゝ倣ひられを淫色ゝ一部の趣向をたて
るもあれどゝゝ浮艶鄙猥ゝ依客老圃の頤を解ちがたしと
らもその言を噪せり調高ゝれば賣ゝ賣ゝいやめらる西鶴ハ俳諧
所あれども世俗の口吟とする發句絶ゝ雅俗雲壤の差ゝあれど
張文弥が詩文章の後世ゝ行れざるゝ等しとゝ云ん歟西鶴ハ元禄六年
癸酉八月十日ゝ沒せ年五十二墳墓ハ大阪八町目寺町誓願寺本
堂の西の背壇南側之側月の中程ゝあり墓碑ハ仙能西鶴と大書し

元禄六年 云云下山鶴平北條園水建と左右ゝ厳刻せり 落子玉水
ハ西鶴が才子ゝ園水ハ西鶴が沒後京ゝ浪花ゝあゝ七年その墓
菴を成るゝ名残ゝ友の席ゝ云云たゝ亦西鶴彼岸桜とハ冊子
ゝその肖像を画ゝ辞世の發句を題せを墓寫をとハ予が好ゝの
一癖のみ件の冊子ゝ西鶴が送藁ゝを江戸の書林志村孫七とハ
りの浪速の書肆ゝ就ゝ元ゝと元禄七年甲戌の二月下旬ゝ彼岸
桜と名付ゝ發行せるゝ玲水ゝ書肆が後序ゝもの入を
ゝ玲水が肖像ゝ又巻尾ゝ如負。幸方。萬海。信徳。才丸。玲水ハ追善
の發句を載ゝ江戸俳諧師不知作者と題して別ゝ八句を附録を江
戸の書肆がゝ送稿をたゝ板せるゝ當時西鶴が戯作の
世ゝ行れゝ人のゝ作者ハ名ゝ有ゝ書肆ハ利の為ゝ
一時ゝ利ゝ也ハ一時ゝ

この肖像西鶴ひんぱんに図せらるる寫

○羽川珠重は武蔵国埼玉郡川口村の人也三同と号李姓は真中氏俗称を大内辨五郎といふと大田川口の舊名弥重はその画名なり父の韓は直知予が祖父のたくみ叔父なりし弱官なりし江戸よりまいりて画をまなびそ祖鳥居清信を師とし後は羽川より下絵国葛飾郡川津間の御士猛浪氏の家に往来し孫浪氏が妻は弥重の姪なり生涯娶らず仕ざれども武を捨ぜ只画をのみ旦暮に絵筆享保に至りて漸く行る万海節用事その餘弥重の繡像たる冊子今罕に伝ふ老実にて言行を慎み拝山脱水といふ人も肩衣を脱ぎ浮世絵師まれ稀なる人物なりとて人嘆賞せざるなしいづれ年あらん書肆某甲弥重

この図享保五年の印本九盤の巻端ふつかなり今図にて莫寫

とり多く今こゝの衣食住を五倫のあらまし居を近隣のうゝ藏板の繪本を画たてあれかとを叮嚀に誘へども弦里絶てうけ引ど貧の士の常々人の惠を受るものの人をそるるれい五斗米の形の稜を折るとを願ど況て是かゝを餬んとを奉を乎の售

志画のあるの月の歌舞伎の画看板とゝども辞さるるのるとを晩年又〻自画の繪馬を故郷川口の稲荷五社へ奉納一又〻ぶら

肖像を画たる小引一巻を自記〻蠣蛭恒直ゲ二郎よとゝ〻たるよ

像と小引の穴に係て焼亡し繪馬のみ今あるとのみ弦里既に老衰

しゝ〻ぶ〻三同宣觀居士と法号し宝暦四年七月廿二日川津の

の郷藤浪氏の家に病死と辞世へたるひのちり落日今一葉ゝ

享年七十餘歳江戸小谷北の湯東圓禪寺に葬るね

羽川珙重家譜

慶長十七年壬子十一月四日没ス

◆堅光

二 堅重 寛永十二年乙亥十一月十一日没ス

利 直 寛文十年庚戌二月二十二日没ス

三 同 直知 季まる画名 羽川弥重

八 實 諱 教

俗間の童子およ讀ゐるいもる実諱教といふものは空海の作ゝ〻

說あれども性灵集などよく仰ぐべくもあらど学りて拙なりのみれば弘法の
名を穢てゝ名を法師の衆にうるさんされとの書の世を行れて人を
贈答するゆへにとありなんそのうち長門国の平家物語八の上冊山門
山変えへとゝの所をよええうを扶録ん
山門山変のしるれば南都の大衆坐主経一巻寡語教一巻を作る
根本中堂に送て置云云 有異本

寡語教ゝゝ巻

ありのゝそいてんの宝
恥をうれ萬代のさゝ
慈そうれ一生のそうら
四大四こうゝ毋とうん
なるがあるを書を読ども学書

身めうられば則世を破る
命終れども世を滅すること
恥なるをもつて愚人と
正しうふ夜くこゝ学ゝ
学問さうゝ滅を

眠を除て夜分を好
四所の私をそのうゝど
所よりあつとゝどもなれど
師君の太孝高く
又世常りもつぶで
身そのゝのゝよりうど
見学問ちゝあるを
一業佛ゝとのりてゝ
二官ゝとゝゝゝゝ
三井の堂舎を焼てゝ
四海よりて銘タよ
又ゝゝ法ゝ悪行

飢を助ゝ体鄙を講
海陸の道を得ゝ
身ゝゝ富生を扶ゝ
妻ゝよりゝ相続を
命終ゝゝも忘却ゝゝ
一文不通のたゝひゝ
三めゝけたゝ山法師
三ッのゝほうを金うれ
四ちうさんをゝ犯ゝる
五道生死のゝとゝゝ

六くんびくのすくよみをつくし
七社の神輿をかつぎ
八字の名をぐまさらに
九重のさくをするこれハ
十種供養よりらせて
百姓ゆゑして物をとる
四命項禮年ハ軍
生くよけたく

又ねもとしぐる一首

山法師かるのぐとろもうとくとものとをけえとめさぐをれ
なれい深三位入道 猥故ぐ山門衆徒の大衆をかくしひかりのるよ山門怒り
ひるとぐ行よ奈良法所ハ憤ぐくめくハ嘲哢ぐとろれハ実検

六波羅みくをつくし
七道諸国へおぐさるを
八講ぐとよれをぞ
公卿ぐんぎよりちひす
千方ぐとくとくえ
多僧供をぐぜめくん
臆病ひとつの氣出ぐ
在ぐ所ぐよ供をちん

勢をひり人のをとを寄くくをのくくをのつくをの續ーたるくをくよ法師の姫
をくをくをくえくをぶ源義のくを専せよ行れーをぐーホ塗足弱を源
平盛衰記をのをくよくえたをられも今様のをのくハくん

閑をくのくをのくを王充論衡。巻十二。程材篇第七張之九行文吏紛
則筆墨手習。云云とええ又源氏物語をくをの巻あり往昔
をく 和日漢もくをくとのく唱をくをくをくとくとくとくて或を筆学或ハ
入来道をぐ唱をくをのめをめくを部雑をくぐ僻へをくをくべー

九 我来也

我来也来来不をく 和漢暗合の對をり類書纂要巻二 云昔杭
城ニ有一猾賊。毎盗人家物去必用粉書其門曰我来
也。一至其所患□者灸官府莫能論捕忽干傳卒獲
之下獄賊狂獄久。雪結納獄卒毎殺獄卒某處埋有

金一宝若干。卒郊其言果獲。遂將金市酒肉與之。醉飲。
語之曰。今夕必寛宥一時与汝出獄。九鼓便歸。決不相
累。卒聞言愕然但受其賄不當阻也。得寛縱之。遂踰
墻而出。逼城復紲盗。其門各書曰。我来也。至五鼓果
回獄。卒見賊歸大喜。賊曰。我生矣。明日有司以聞
刺史曰。我未也。尚在。何將此人抵死。遂加以犯夜之
罪釋之。以見知猾賊之志之狡也。これ原小説より出たる
類書纂要に引ところの書名を挙げられ明人の癖なり且その書者
小説を收むるを行れざる欲亦東鑑。天福二年三月十日。
記云。去二月比。南都天一物現。一夜中。於人家十餘
宇書三字。未来不云云。非短慮之所覃。尤為奇怪。曲直子
云。唐山抗城の賊人家の門に我来也と書き天朝南都の妖

怪人の戸毎に未来不と書き天地の間いづれの処に對なるべきや
と記しつ

十 天禄獣

天禄辟邪は霊獣なるべき角の一つなるを天禄と云角の二つなるを辟邪と云
と孟康いへり王者の道備るときは出て天下に福をなすとなん説あ
り沈約宋書天朝四融院即位元年に天禄と改られたるよや天禄なるひい
天鹿に作る唐山にもその形状定かならず放場用修いはく獅
蝦蟇のごとくなるものなりとぞいふ今も稀にその圖をかくに頭は獅
子に似て角二つあり身は豕に類して肉甲あり又悍猛にして天禄と
牛に類して牛よりも大きく一角なる解あり予これを見るに
なるべし金子老人の筆を備て新にその図をかくを併せて古記
を攻證と或いられに喪戮らんかなる禄にとりて博物の君子と笑の

天禄獸

夢溪筆談云。至和中交趾獻麟。如牛而大。通身皆大鱗。肩有一角。考之記傳。與麟不類。當時有謂之山犀者。然犀不言有鱗。莫知其的。回訛欲謂之麟。則慮夷獠見歎。不謂之麟。則無以質之。止謂之異獸。最為慎重。有體。今以予觀之。殆天祿也。按漢書靈帝中平三年。鑄天祿蝦蟆于平津門外。注云。天祿獸名。今鄧州南陽縣北。宗資碑。彭兩獸鐫其腹。一曰天祿。一曰辟邪。元豐中。予過鄧。境間。此石獸尚在。使人墨其所刻天祿辟邪字。觀之似篆。似隸。其獸有角鬣。大鱗如手掌。南豐曾阜為南陽令。題宗資碑陰云。二獸腹之所刻。獨在製極巧高七八尺。尾鬣皆鱗甲。莫知何象而名之。此也。今詳其形。甚類麒麟。交趾所獻異獸。知其必天祿也。本載于說類卷之六十二

㊄ 伊豆の海

伊豆の國の海。大浦よりうらづたひして。堀山とりまをむく。北條家の守將ケ嶽まで。字しらる処あり。その山究めて好景なり。和歌浦見の湖に茶屋ヶ嶽。上野が嶽。蹟とりまかの出れ奇巖突出して。頂に小松の生茂るもあり。巖のあひだに。虫とな。ゆく。火燈口のぐるりその間を。縫する小松の溝。ひくもさまを画くとも。筆にもあらべきなるべし。大鳴三宅。鳴るごの震のひびきうつくしたる。竹ゝ。波にゆられて。衝ゆ。鳴信。ゆり。絶引。蟹が。咏声。白帆。浮る舟人が。棹の歌。ゆるゆる。腸を洗ふ。佳境。うつ。山に。芝生。高く。高く。小松。がゆ。臥たる鹿の。ゆ。ゆる。義。やうに。石郎。ゆ。石。天。の。景。迹。い。物。ゆ。書。記。たれ。ばこの。光。ゆ。ゆ。ゆ。人。ゆ。ゆ。ゆ

をきくゝそんよ苟くんぞ予曩日豆相の間を経歴り月浦賞うり十四へ
知くゝそ相模灘三十餘里を私ならぬく行よその日亭午の比風のおくるゝ
あくく三崎の浦へ漕よりてよりて人もそれも私ならぬがてて旅宿よ逗留と
湊うり十七八所ぐらをめぐれば宮川と唱る村あるこの処に文治年間鎌倉右
大将伊勢の宮川の農家をうつしあひ一ぐその名ありとの農夫某甲
が家あるく親鸞上人の身ぐるを名号とのみのをあがちど縁起あるこ奇異
なるのみ次の日巳の時ばかりこぐたらんとの比追風うとてあくく私よ
のくまらと充まるる大鳴をなるあ有まよ熱海伊東が海をえらへまぞ
漕らこ海上一里ぐらをとるれくく端傷と唱る小傷ありうり漁戸僧
よ三十六軒が外よ苫屋すく昔ハ伊東うりの遊女端傷の僕夫と相馴
るこのあれば毎夜よ海上一里が程を泅ぐぬよ衰後と脱く所よ
載く氷を砕く磬の水よ載くよ異なるぐ後の縁の姿を結び

もあくぐ又泅ぐ泅ぐとぞ寝よ情慾のみるぬくくぐ是ぐを忘るゝ人
の世の常なれどよ金を擲くくをうくひ身をほろぼん都人よ比ぐば
らいらハ是ぐよ似く是ぐうくや化る髪をうりとも法を瑜操を破る
よあるぐハ波濶の上へもいと安るる舟中のつれくよくる物語をさくぐ
も耳あるくやくとしたる鯨鯨の浪よ群ぶび鯨鯢の潮をあくるさ
一眼前よえくとこ伊豆の海よくく鯨をみるとハ稀くとうん旅をるのく事
うひが常よ水行よるれくる人もくるとこ煩くとくうらうたをくるよ予が自
苧らくく恐く気色ある紀を舟人ホいぶめをくに戸人ハいめづらくとく是ぐの
ゆくくり予ハ自壮年うりうれど是ぐをちぶぐるよあくと既よこの船よ
乗くくそハ恐くくもいとうく人の死生ハ瞬息のほよあり何の処よ命の終
らざるんぐれく新よ病んくり乗くざるよちぐとちひうが舟人よくくよ
しのくよ紀ぐ今うべ人をくるくも放くく渡海の船よハ乗ぐ暴風

馮けしとて悔るものの輿よりとこぐ已えられを誠ろと戰ふあり。
し聖の教を忘れて、そうらくに愚なれこそ移りその霄戌の時より田よ着
ぬ。田ハよ戸の港口すれば文字あり才人あり呉邊鄙良師よ遇ひ書よ乏
しく芸なり此彼圖居しく夜旅するよ頃しも九月のとき寒りられば大浦の
よ島武山の鹿の声を居あがらひとろ夜よ泊つ張棄の枕を敵しい荒凝
ろう浪の鼓彩鳴よ泊るよ松の琴ちとぐ腸をあと巡わりて罷ぬの
月をつんと泊えて辯言世を捨しろうよあるべしや因り一理のもろの田舎
ある蓮臺寺村よ温泉あり近屬湯本よ家を造りけたりて醫師吉藤
老人よ誘引れ浴ちるその湯のとろらあるよ湯ちるよ物すーらさん
温煮の芋一種と棋の外よ饗べそのあとよ殊さらよ辺鄙なれば
ろうれもいとをう土人寒樣と字ろうやの因り五里の山中よ冬花さく桜あ
藍玉とろうよ砂よ 戸田より二三里が程なるべ 頼政の室葛蒲前の石墳あり菲山の儒生和

山氏その石を祀りて墓碑を建たを亦越後よも葛蒲前の石墳ありとて貂
後名寄よ見えたを葛蒲前のなる愚考あれど今とよ贅せず長鶴山頂
の眺望ハ丹後の宮津久世渡の文殊堂よも似たらん欲。よ石の手形の五指
を象りて志ろ名付けたらんよ今三尊よあらはれ二ツ損ドたるあり
鳴よ弘法大師のよ形ありられよ對ちぐし手曩よ墨本一幅を購ふを見
海嶋風土記よ照しみれば彼青嶋よりこの弘法の手形ある海嶋風土記
よ云青嶋よ志れある沈ありこのほとり沈の澤と唱る処より南のなよ萱菅
の小社ありて空海の造を仏辯財天を安置をその像を彩色れば長へ
一尺有餘幅ハ七八寸もあるべく厚さ一寸ありて石尾なるの物の表よ座
像の辯天并よ十五童子を彫刻し裏よ手を押入れる跡ありて指の小節
ちて鮮明よ見えたをその文字を如
ちをめれば石の弥陀ハ海岸の個中よ

青嶋※財天弘法手形

唱ふるや尋ぬるに亦中田に井ノ水ありて海魚を畜ふ人ありしがその工夫をきく
に方二間ばかりなる生簀を造りて是に潮を汲入て鯛鰈鮃鯥鰕なんど
いろいろの海魚をすまするに毎日生簀の潮一桶を汲みて捨て一桶の井の水を

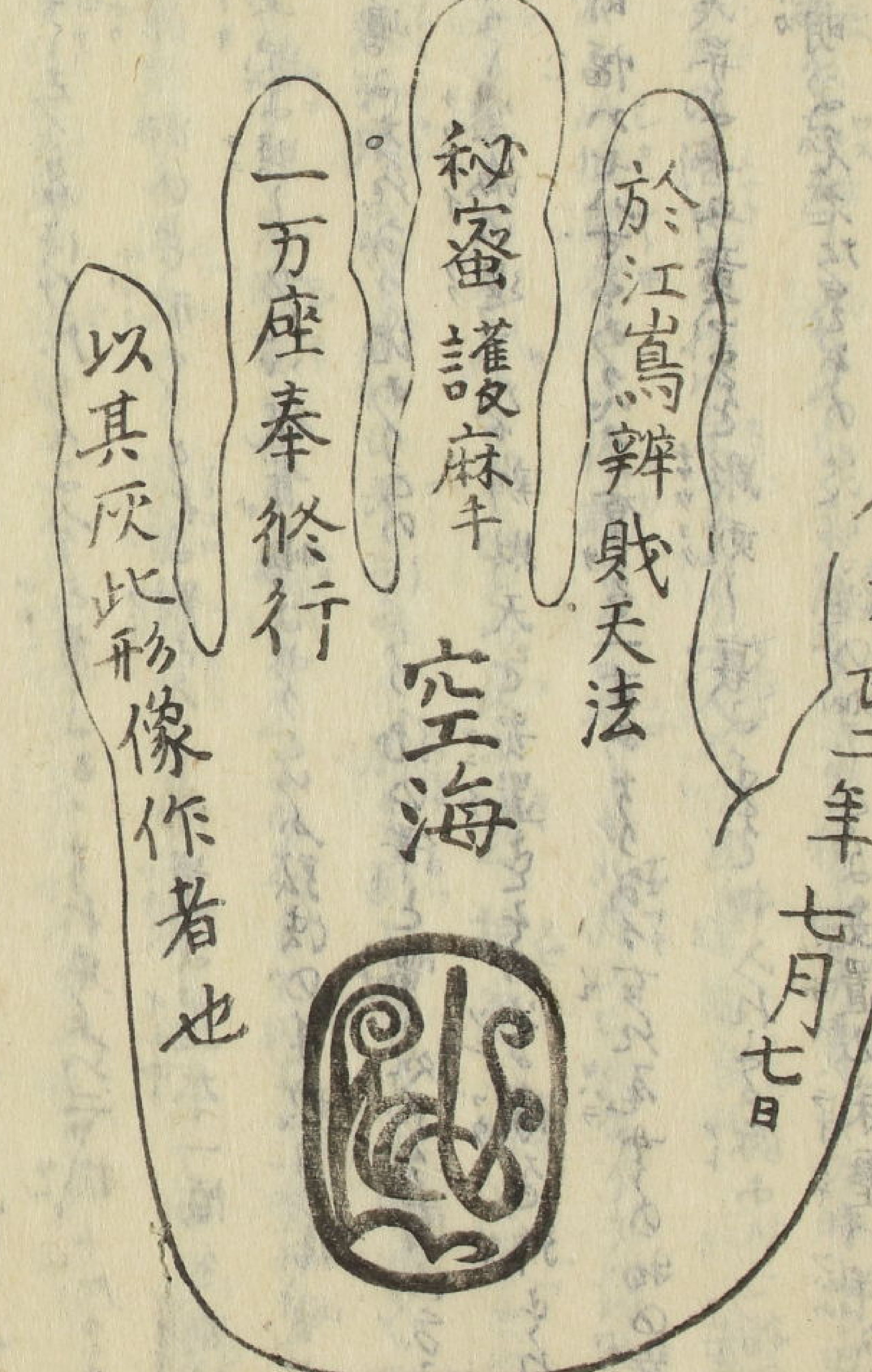

汲み入るを数月に及びてかはるがはる潮は悉くうせて皆井水となりしかども水は
増減あらず海魚ちかしごろ井水に熟皆元のごとくなりしといへり海邊
のなんぞその智を用ることありてかくありとぞ亦大洲の漁村に白水郎あり彼
等が鰒をとるをきけば海底へ二度沈ざれば一枚の鰒は獲がたし彼も陸居
するがごとく海底に物を求むその辛苦推てしるべし都會の人は安座して百
味を費せば飽までに鰒を食へ又禾を鋤て粒々皆辛苦に成農夫の
うへをしらへばさらにも漁者の苦労も又しらずなりしこれらは独る常の行なるを
海底に擂盆形したる処ありて又横にある洞ありては常に渦まき潮涌て近
づきがたし是の処に至れば大鰒を獲んと嚢を携て物をねらふが如し大
洲に廿餘人の白水郎あれど己が身をしらざるとそれその処へ入るものは一二人の
みに絶てあるとや因入坂野讀のひろき東國なれば女蜑あり男は息の續
ものなれば苦辛をさらしてそとらひするる猿樂に海士といふ謳曲を作るなれ

日本紀　允恭紀ニ云ク阿波の男狭磯ガ海ニ潜テ鰒ヲ採リシニ逝ニ海名産圖會ニ云ク男狭磯ハ海人ノ名ナリ世俗モ多クハ世俗ニ云ク廣東采珠之人。懸の珠ヲ得ルトハ海ノ異國ヨリ南村轍耕録云ク廣東采珠之人。懸繩于腰沈十八海中。良久得珠撼甚繩船上人挈出之。蕊于龜鼉蛟龍之腹者。比比有焉。名曰烏蜜戸。蜜音但。云云。ハレバ猿楽の作者ハ男狭磯ガ海士の海曲を作レルカラン下田の近浦馬良甲良大洲ノ童子ホ十四五歳以下八九歳ノ童子四人を一隊トシテ漁舟を操リ乱杭ノ如ク海中ニ立ル叢の間を自在ニ漕繞シテ絶ス秋雁月を驚シ騰を吟ジ[illegible]トシテ[illegible]幼稚ノ水煉ナレバ生涯身を一葉ニ寄セテ[illegible]行シテ[illegible]の年ヲ[illegible]大洲ノ江戸ヘ推送シテ栄螺を積タル舟伊東崎ニテ暴風ニ逢テ舟五艘ノ反覆シテ楫取八人ノ[illegible]

中ニ飛入テ舟を引起シ剰波の底ニ沈テ[illegible]タル栄螺を悉拾ヒ[illegible]舊ノ如ク舟ニ積ノ[illegible]トシテ[illegible]ハ大江戸ヘ[illegible]日本橋ヘ[illegible]ル水煉の達者ハ亦時と共ニ水艱を沿脱ル手ガ下田ニ拉[illegible]前の年伊勢の鳥羽ノ[illegible]鯉節を積ノ[illegible]江戸ヘ推送ルトテ楫取八人乗ノ[illegible]ル松石郎権現の[illegible]ル長鶴の嶺ニ歇ル暴風暴雨裂テ憑ノ[illegible]ル三條の纜二條断離タ[illegible]岸ニ[illegible]ハ叫ヘ[illegible]助ル[illegible]ル件の舟ニ乗ル[illegible]ル[illegible]ル[illegible]の翁壮佼ホ[illegible]纜もノ[illegible]ル一[illegible]ル舟ノ[illegible]ル生サレ[illegible]ル誰ノ生ベ[illegible]ホ[illegible]ル[illegible]を捨テ彼を[illegible]ル岸ニ[illegible]壮佼ホ[illegible]ル[illegible]ル[illegible]ル

の数代妻子に告んとくくといそぐべき壮佼ホハ已をを汐ど哀別の涙を禁
めあとのふべ死ぬすべをまうろぐ可嚀な笑を浮く毋めく衣を脱捨て逆まく
浪を物ともせず安く水中より飛入り元来水煉を汐ろう俵を溺る悪な
く岸へのぼらんを疑ひすとを多ひ〻ぐ霧ハ高ずる念仏〻ず死をさん外
仇なるものを至一粒も残る一條の纜も之を断離を私ハ忽ち涙へ漂ひ出て往
へ方もなくなびきのよひをさんたらんあるく雨霧風軟ぐつ翁が私ハ悪ずて
次の日檜垣舶を扶引を中四の港ずを着を彼壮佼ホハ水煉ずを死ずるん一人が
死骸だ中をえをさるくくを抑死生ハ命ずり壮ずるものハ水煉をなのをて彼底
ゴ死〻老ずるが舟ずをあるく悪ずを汐ずり智もこのむ乃ずるべ勇も残るへ
ずるべ人間の機変ずるを物ずを呉境ずをの〻凡渡海の神人ハ最神佛
をを信を既中　伊勢太神宮の擁護掲焉ホ四ずる船長のをずるる遇
海の神動をれば漏る〻潮水の入るをずをの漏ををめんとをずる物駄積入れ

ずる舶ずれば悪をれをずを除をずるべそのをを紙を書て鬼ず〻艫の間中
の間客間と書付け押ずるを盆ずの〻丹誠祈念ずる　太神宮の文殊
をずる〻二ツの鬼を搖を揺れば中一ツの鬼を麻の紙へ新ておのをを
鬼をひをを〻ずるを或ハ中の間とあるを或ハ則中の間の産物を艫の間客間へ
ずるを或ハ艫間とあるを或ハその産物を中の間客ずる積入れて船底をを
ずる果〻ずるべ必ず〻栓を揮漏を禦ず〻悪ずを至ずるこの餘振横
風三清の翁取不動を念ずるを夜ずをあげ〻ずを夜ずあの江嶋の弁才天
秋葉権現浅草寺の現世音を祷ずを隨ず〻應験ずり西国ず厳嶋の
弁財天鑽岐の金毘羅その霊験を笑ず〻人のずるを所をとの〻をずる
摩耶ずの天蛇神の霊験白延べずるべ予ハ拝ずを十日ずをずを〻江戸へ帰る
中四をたず〻天城山のず〻勅ずべ蓮臺寺村をずず〻小鍋坂大鍋坂ずを
ず山路ずり〻ず鄙惑ず〻を郷道者を引を〻ず〻ず〻ず程ず樵夫ずあり〻を

より湯が沸くいらくさくうあると同じ天狗山を越てそこと苔ふのと遠うれば

小渦坂大渦坂のあるともまぐ径きく湯が鳴の谷とはなくゆくく

梨本村より宿りるわ田うりこまぐ五里ばかりの日の高くれど天狗山六里を越

うさうれば草鞋と足捨足濯ぐくわ田うり俱くくあれるをとをうくく

この処天狗山の麓まくく人家十ばかりもあるべく花泉あり翠竹青く猿宿

のひとうとうる圓通堂ありそのほとりに墓所あり日のくそこそ独り

うくく枕よとづく虫の声のく慰山くんで夜もぐくりの寒られ

ば観音堂のうるよ征の音をうりひとぶそく妓郷のうるどもひやつくまぐ

ひとあく曉よりれいたまくひ美よゆれうん旅人のうぶぬけぐくの家をうかく

こ旅ずるよ仁ともなくくのいうと猿宿の婦がもく糠ばこ作る粥り飯の大

記あるを二ツ紙よつくくく盃飯の料まとそ遍ふとを行囊よ入れ郷桑者

を蒲くく天狗山を越も六里の山中人煙をうんど右るい茂材ふく尤ま

（谷こうり足を運ぶの沈僅よ三尺ばかりよ砂石磯くうと石傍のゆく迷滑

登ることニ里ばかりまくく郷導者えくまくく湯が嶋ばくく人家あく草

鞋を齎くくのくまくと用よその准備せばしばくくくくと限ばるく導者

くくふまくくの山まくく草鞋を履きくくくくゆくく跳足まくく登るのみをべるく近屬

ばまくく樵夫が草鞋を二百銭よ換ばる猿客ゆくく樵夫ゆ草鞋を賣くと

その日の活業を止くくいくばくよゆるくれば二百銭を得るも貪るくくあくくど匹

くく草鞋を履きくくくくのくくくく

過てこゝろゝゝと豫てなつかしゝ思ひもあへず峯をゆくゝ谷に紅葉の濃なること
錦をかけるとこゝに異ならねど頭を擡てゝ見もあへぬ三里ばかりや
ゝ数町の赤松ところゝ大巌石ゝと見ゝ眼をとゞめてゝ辛ざ
湯が嶋村に到るゝ未の時ばかりなり山中ゝゝ炭焼の翁二人と行僧一人ゝゝ
のゝ終に亦人迹をゝゝ一失られを見れば萬卒も越がたしと嘆ゝ蜀の棧
道もこの天城ゝゝ比べざるべしゝと疲労られば湯が嶋に宿りゝゝ郷導者を
もゝ次の日猿養寺に訪ゝ一日温泉に浴ゝ五郎門布比止の渡北條を過
ゝゝ三嶋へ出ゝり伊豆の冬暖地方ゝゝゝと四国南海ゝゝゝ出る渓水
五月雪の降と称せり秋つ風鹿声を聞ゝ蛇宮のゝ十月に落葉
ゝゝ江戸を去れ五十里ゝゝ天嶮の険阻あれば究めゝ邊鄙ゝその出
石ゝゝ唐画の山ゝゝゝゝ凡山河を隔ゝ風俗の変るものゝ
東海道も小田原ゝゝ江戸と異ゝゝ箱根を越ゝ江戸に

加賀の嶋田金谷の間僅に一里ゝゝも大堰河を隔ゝ風俗ゝゝ異ゝ
宇津山を越ゝ又一変ゝ業平の津七里をゝゝ風俗ゝゝ
ゝ鈴鹿山を越ゝ又一変ゝそが中に河を隔ゝ大同小異ゝ
隔ゝゝゝ言語風俗ゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ